

令和7年度～令和11年度の 児童育成クラブの保育料を据え置きます

草津市子ども未来部
子ども・若者政策課

今回の見直しについて

昨今の人件費や物価高騰などを踏まえながら、公設児童育成クラブ（のびっ子）の運営費（指定管理料）を見直し、それに伴う保育料の算定を行った結果、公設児童育成クラブ（のびっ子）および民設児童育成クラブの保育料については現行の金額から増額が必要となりました。

しかしながら、児童育成クラブの保育料については、子育て世帯の支援を目的として、保護者負担の増額となる部分を市が負担し、**令和7年度から令和11年度の保育料の値上げは行わず、据え置く**こととします。

【見直し前（現行の保育料）】

※令和7年度～令和11年度保育料（据え置き）

開設日 基本保育時間	基本保育料	延長保育料	
		午前 8時～8時30分	午後 5時30分～7時
・平日 放課後から 午後5時30分まで	9,000円/月 (8月以外)	500円/月	2,000円/月 ※200円/回 (5回まで)
・土曜日、学校休業期間 午前8時30分から 午後5時30分まで	11,500円/月 (8月)		500円/月

（参考）【見直しによる算定結果】

開設日 基本保育時間	基本保育料	延長保育料	
		午前 8時～8時30分	午後 5時30分～7時
・平日 放課後から 午後5時30分まで	11,500円/月 (8月以外)	500円/月	2,700円/月 ※300円/回 (5回まで)
・土曜日、学校休業期間 午前8時30分から 午後5時30分まで	15,600円/月 (8月)		500円/月

学校休業期間 開設日	基本 保育時間	基本 保育料	午前延長保育料	午後延長保育料
			8時～8時30分	5時30分～7時
学年始休業期間 (1期)	午前 8時30分～	3,500円	400円	600円 ※200円/回 (2回まで)
夏季休業期間 (2期)		13,000円	1,800円	2,500円 ※200円/回 (5回まで)
冬季休業期間 (3期)	午後 5時30分	3,500円	400円	600円 ※200円/回 (2回まで)
学年末休業期間 (4期)		3,000円	300円	500円 ※200円/回 (2回まで)

学校休業期間 開設日	基本 保育時間	基本 保育料	午前延長保育料	午後延長保育料
			8時～8時30分	5時30分～7時
学年始休業期間 (1期)	午前 8時30分～	4,600円	500円	800円 ※300円/回 (2回まで)
夏季休業期間 (2期)		19,500円	1,900円	3,400円 ※300円/回 (5回まで)
冬季休業期間 (3期)	午後 5時30分	4,600円	500円	800円 ※300円/回 (2回まで)
学年末休業期間 (4期)		4,000円	400円	700円 ※300円/回 (2回まで)

保育料の増額や負担軽減措置等につきましては、今後の社会情勢等を考慮し、見直しを行う場合がありますので御承知おきくださいますようお願いいたします。